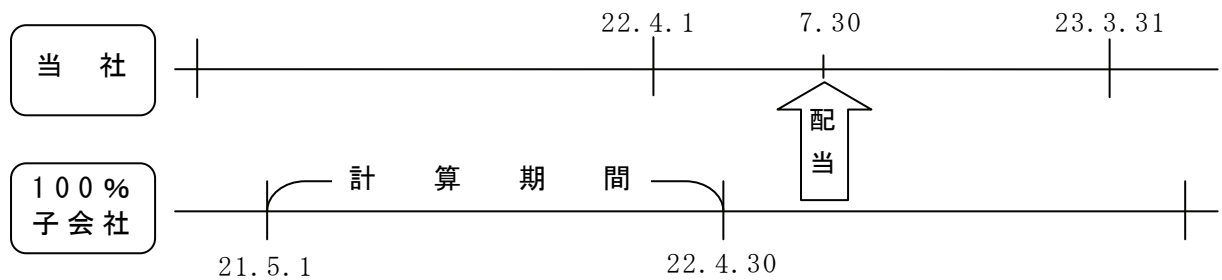


問 6 完全子法人株式等に該当するかどうかの判定

問 当社（3月決算、内国法人）は、当期（自平成22年4月1日至平成23年3月31日）中の平成22年7月30日に、数年前から発行済株式の100%を継続保有している子会社（4月決算、内国法人）から配当の額を受けました。

当該子会社における当該配当の額の計算期間は、平成22年度の税制改正前の期間を含む平成21年5月1日から平成22年4月30日までの期間ですが、この配当の額については、税務上、どのように取り扱われますか。



答 貴社が受ける当該配当の額は、完全子法人株式等に係る配当等の額に該当し、負債利子を控除することなく、その全額が益金不算入となります。

【解説】

- 1 法人が支払を受ける「完全子法人株式等」に係る配当等の額については、負債の利子の額を控除することなく、その全額が益金不算入とされます。
この場合の「完全子法人株式等」とは、配当等の額の計算期間の開始の日から当該計算期間の末日まで継続して、配当等の額の支払を受ける内国法人と配当等の額を支払う他の内国法人との間に完全支配関係があった場合の当該他の内国法人の株式又は出資をいいます。
- 2 ところで、お尋ねのように配当等の額を支払う他の内国法人における計算期間が平成22年度の税制改正前、すなわち平成22年4月1日前に開始している場合には、当該計算期間の開始の日から平成22年3月31日までの間は「完全子法人株式等」という概念がないと考えれば、結果として従前の課税関係（関係法人株式等に係る配当等の額として、負債利子を控除した金額を益金不算入とする。）になるのではないかとの疑義が生じ得ます。
- 3 しかしながら、この完全子法人株式等に係る配当等の額についての措置は、平成22年4月1日以後に開始する事業年度の所得に対する法人税について適用され、同日前に開始した事業年度の所得に対する法人税については従前の課税関係どおりとされており、その適用関係は配当等の額の支払を受ける内国法人の事業年度の開始の日がいつであるかにより定められているのであって、配当等の額を支払う法人における計算期間によるものではありません。
- 4 したがって、配当等の額を支払う他の内国法人の計算期間の開始の日が平成22年4月1日前であっても、当該計算期間を通じて、配当等の額の支払を受ける内国法人と当該他の内国法人との間に100%の持株関係（完全支配関係）がある場合には、当該内国法人の平成22年4月1日以後に開始する事業年度において支払を受ける当該配当等の額は、完全子法人株式等に係る配当等の額に該当し、負債利子を控除することなく、その全額が益金不算入となります。

【関係法令】

法 23①④⑤⑥

法令 22 の 2 ①、22 の 3 ①

改正法附則 10①

改正令附則 2 ①